

## 公募型プロポーザル説明書

### 1 業務概要

(1) 業務の目的及び内容

広島県森林情報共有システム（仮称）基本設計業務仕様書（以下、仕様書という。）のとおり

(2) 履行期間

契約締結の日から平成 32 年 3 月 20 日まで

(3) 事業予算上限額

7,007,000 円（消費税及び地方消費税相当額含む）

### 2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式第 1 号】提出期限

平成 31 年 5 月 7 日（火） 午後 5 時（必着）

(2) 仕様書等に対する質問書について【様式第 2 号】

ア 提出期限

平成 31 年 5 月 9 日（木） 午後 5 時（必着）

イ 提出方法

電子メールにより提出すること

送付先アドレス：nouringyou@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「広島県森林情報共有システム（仮称）基本設計業務に関する質問」とし、送信後、提出先へ電話により着信の確認を行うこと。

電話（082）513-3683

ウ 回答予定日

平成 31 年 5 月 10 日（金）までに、電子メールにより公募型プロポーザル参加者全員に回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみに回答する。

(3) 提案書提出場所及び提出期限

ア 提案書提出場所

広島県農林水産局林業課

イ 提案書提出期限

平成 31 年 5 月 14 日（火） 午後 5 時

ウ その他

(ア) 提案書を提出した後、提案書を取り下げる場合は、速やかに取り下げ願い書【様式第 3 号】を提出すること。なお、提案書提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも、取り下げ願い書を提出すること。また、取り下げ願い書の提出があった場合にも提出された書類は返却しない。

(イ) 提出期限までに提案書を提出しない者は辞退したものとみなす。

(ウ) 提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。なお、部分的な差替えは認めない。

(4) 提案書に関するプレゼンテーション実施場所等

ア 実施場所 広島県農林水産局

- イ 実施日時 平成 31 年 5 月 21 日（火）（詳細は、各提案者に別途通知する。）
  - ウ 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者
  - エ その他 プレゼンテーションは、提出した提案書の内容で説明する。（追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。）なお、提案者が発表にパソコンを使用したい場合は事前に県と協議すること。
- (5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について
- ア 申請書の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
  - イ 申請書に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
  - ウ 申請書の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (6) 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について
- ア 仕様書等に対する質問がある場合は、仕様書等に対する質問書提出期限までに、書面により提出すること。
  - イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者の質問にのみ回答する。
- (7) 契約候補者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ア 契約候補者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
  - イ 上記の通知を受けた者は、広島県農林水産局林業課に対してその理由説明を求めることができる。
  - ウ この説明を求める場合は、平成 31 年 5 月 23 日（木）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
  - エ 上記に対する回答は、平成 31 年 5 月 24 日（金）までに、書面により行う。
- (8) 支払条件
- 業務完了後の一括払いとする。ただし、発注者が受注者の請求により支払の必要があると認めるときには、委託料の全部又は一部を概算払することができる。
- (9) 手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 参加者の負担について
- 申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (11) 虚偽の記載をした場合について
- 申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (12) 提出された提案書について
- ア 提出された提案書は、返却しない。
  - イ 提案書は、本業務の契約候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、次の場合には、使用することができる。
    - (ア) 広島県情報公開条例に基づき公開する場合
    - (イ) 最優秀提案者の提案書を公開する場合

### 3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領  
公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則  
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約保証金  
公告に定めるとおり

### 4 添付書類

- (1) 公告の写し
- (2) 契約書（案）
- (3) 仕様書
- (4) 企画提案書作成要領
- (5) 様式類
  - 【様式第1号】公募型プロポーザル参加資格確認申請書
  - 【様式第2号】仕様書等に対する質問書
  - 【様式第3号】取り下げ願い書

**【問い合わせ先】**

広島県農林水産局林業課 担当 伊藤  
電話 082-513-3683（ダイヤルイン）